

町有財産(土地付き建物)売却のお知らせ

町では、町有財産を売却いたします。購入を希望される方は9月12日(木)までに申し込みください。
 詳細は、9月2日(月)～12日(木) 9時～17時(土日祝日を除く)の間、まちづくり政策課でご確認ください。

【物件概要】 売却件数 2件

- ◆区分/土地
 - 所在地/弟子屈町高栄1丁目133番4および5
 - 地目/宅地
 - 地積/768.16㎡・628.73㎡
 - 用途地域/第2種中高層階住居専用地域
- ◆区分/建物
 - 所在地/弟子屈町高栄1丁目133番4および5
 - 種類/居宅(旧職員住宅)
 - 構造/補強コンクリートブロック造垂鉛メッキ鋼板葺き平屋建
 - 床面積/58.42㎡・89.16㎡・132.31㎡



売却物件

受付け・問い合わせ先/役場まちづくり政策課管財係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 3 (課直通)

堆肥やスラリーの散布にご理解を

家畜排せつ物は農家にとって貴重な有機肥料であり、牧草地や畑作に還元することで資源循環型の農業として環境負荷軽減にも役立っています。

町内の酪農家の皆さんは家畜排せつ物を堆肥化する際、水分調整など良好な発酵処理をすることで臭気の軽減に努めていますが、散布の際に強烈な臭気が発生することがあり、適切な処理をしても臭気をなくすことはできません。

このことから町や農協、酪農家など関係機関で組織する弟子屈町家畜ふん尿臭気・再生可能エネルギー対策協議会では、臭気抑制対策としてさまざまな手法の検討や、専用機材の導入により散布方式を改善するなど、臭気のさらなる軽減に取り組んでいます。



堆肥やスラリーの散布は5月、7月、10～11月ころに集中して行われ、観光シーズンとも重なりますが、農業にとって必要不可欠なことから、ご理解をお願いします。

☐問い合わせ先/弟子屈町家畜ふん尿臭気・再生可能エネルギー対策協議会(事務局/役場農林課農政係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 6 (課直通)まで。

間伐事業実施による大型車両の通行にご協力ください

美留和石山地区での「町有林造林事業間伐」を実施するため、大型車両が通行します。

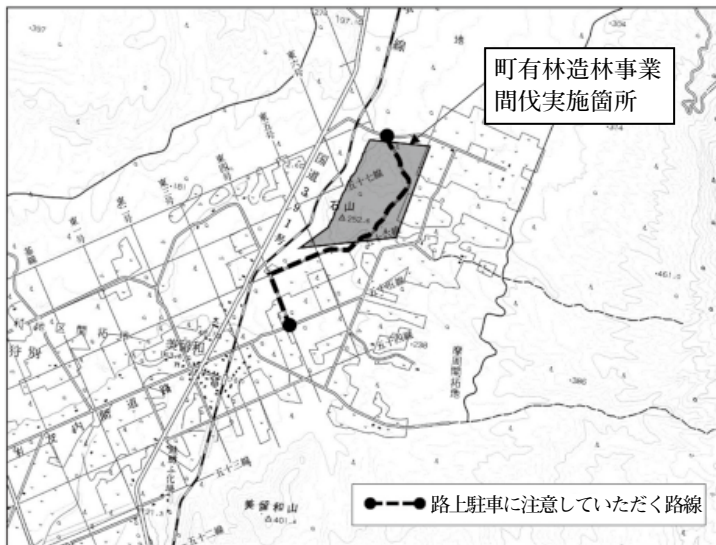
近隣住民の皆さんには、ご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いします。

詳細は下記のとおりですが、大型車両などが通行することから、路上に駐車されませんよう、ご理解とご協力をお願いします。

なお、ご不明な点やお気づきの点などがありましたら、下記までお問い合わせください。

【事業内容】

- ▶事業名/町有林造林事業間伐
- ▶事業期間/9月2日(月)～12月20日(金)



問い合わせ先/役場農林課林務係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 6 (課直通)

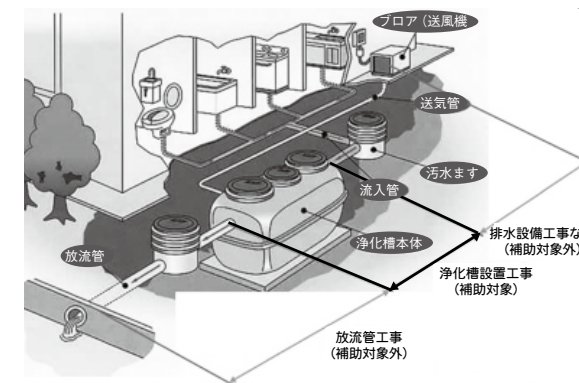
合併処理浄化槽設置整備事業

合併処理浄化槽設置のための補助を行っています

町では、河川・湖・海などの水質保全や衛生的な生活環境の向上を図るため、公共下水道の予定がない区域で合併処理浄化槽を設置する方を対象に、設置費用の一部に補助金を交付しています。

【補助金の対象】

- 町が定めた弟子屈町公共下水道事業計画区域を除く地域であること
- 自らが居住または居住しようとしている専用住宅、併用住宅、その他店舗、事業所などで処理対象人員が50人槽以下の浄化槽であること
- 町内に住所を有していて、町税などを滞納していないこと
- 浄化槽工事業の登録または届出をしている町内の排水設備指定工事店が施工するもの
- 補助の対象となる費用は、浄化槽本体に係る工事費用のみで、トイレ・屋内外の排水設備工事、放流管工事などについては補助対象費用にはなりません。(トイレ・屋内外の排水設備などに係る標準的工事費は70万円程度)



【補助金の上限額】

区分	補助限度額
5人槽	900,000円
7人槽	1,150,000円
10人槽以上50人槽まで	1,530,000円

※単独浄化槽から合併浄化槽へ転換する場合、単独浄化槽の撤去に要する費用に対して、9万円を上限額とし上記の補助限度額に加算します。

【指定工事店】

店名	住所(弟子屈町)	電話番号
(有)鎌田水道工務店	高栄3-1-6	015-482-2140
(株)熊谷工務店	高栄4-4-28	015-482-1941
鋼管建設工業(株)	美里4-1-20	015-482-4217
(株)近藤建設	鈴蘭2-1-11	015-482-1060
大栄電業(株)	泉4-10-3	015-482-2677
(有)服部水道工務店	摩周1-2-1	015-482-1066

【申請手続き】

- ▶受け付け/10月末まで
- ▶受付場所/役場水道課設計係
- ▶申請方法/補助金の交付申請につきましては、「弟子屈町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付規則」に基づく各書類提出が必要となります。

工事を開始する前に、補助金の交付決定を受けていないと補助金が交付されません。工事をを行う前に、必ず役場水道課にお問い合わせください。詳しい提出書類などを説明します。

※本年度の補助金の交付は、30基もしくは、予算の範囲内となりますので、年度途中で終了する場合があります。

申し込み・問い合わせ先/役場水道課設計係 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 2 (課直通)

弟子屈町

LINE@

はじめました!



友だち募集中!

@teshikaga

LINEアプリの「友だち追加」から、IDまたはQRコードで検索してください。